

事由発生証明書兼請求書

日常的なたすけあい

生活支援用

- エッコロ共済は組合員間のたすけあいを目的としています。
- 日常的なたすけあいは、お互いがエコロ共済に加入している場合に申請できます。
- 生活支援は、
 - ①組合員本人の体調が悪い時・病気の時などの調理や掃除のお手伝い
 - ②体力を使う家事のお手伝い（親族の場合は該当しません。）
 - ③通院の付き添い、介護を必要とする高齢者がいる組合員へのお手伝いなどになります。
- 制度の詳細については、**エコロ共済ガイドブック**をお読みください。
- **ケア金は1回600円。**申請限度額は、年度上限20回12,000円となります。
- ケア金は、依頼を受けた組合員の共同購入代金と相殺します。（審査のため2カ月前後かかります。）
- 申請金額は、エコロ共済に加入している組合員の掛け金（100円/月・年間1200円）から充当されます。

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。

太線の中は必ず記入してください。記入もれは受理できない場合があります。

依頼者氏名	地区	組合員コード	配達曜日・担当
申請事由事項			
申請日	年 月 日 ()		
発生日時	年 月 日 () : ~ :		
ケアをした組合員の氏名と 組合員コード(あなたとの関係)	さん ()		
申請理由 なるべく詳しく記入してください。			

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者
審査結果	受理 返送 月 日	

*申請内容によっては問合せさせていただく場合があります。